

横浜市記者発表概要

令和3年8月26日
教育委員会事務局
教職員人事部 教職員人事課

教職員の懲戒処分について

1 事件の概要及び処分内容

所属	中学校
被処分者	教諭（男性 30代）
処分日	令和3年8月26日（木）
処分内容	懲戒免職（退職手当等全額不支給）
監督者責任	校長（当時）・文書訓戒 校長（現在）・厳重注意
概要	当該教諭は、令和元年9月、勤務校の生徒Aにキスや下半身を触るといったわいせつ行為をし、令和元年度中に再度同様の行為をした。また、令和2年3月に生徒Bと通信アプリのアドレスを交換し連絡を取り合うようになり、同年12月、当該教諭の自宅において胸を触る等のわいせつ行為をした。

2 教職員人事部長コメント

教育委員会として、不祥事の防止に取り組んでいる中、このようなことが起きたことは、極めて遺憾であり、大変申し訳なく思います。

当該教諭の行為は、教員としてあるまじき行為であり、極めて許しがたいことです。

本市教育に対する市民の皆様の信頼を取り戻すべく、再発防止に向けて全力で取り組んでまいります。

お問合せ先

教職員人事部教職員人事課

Tel 045-671-3244